

電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等サービスの運用の一部変更等について  
(平成20年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課事務連絡)

平成20年3月31日 各都道府県・政令市 産業廃棄物行政担当課御中 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

廃棄物行政の推進につきましては、日頃より格段の御配慮を賜り御礼申し上げます。

また、電子マニフェストの普及について、様々な取組を推進していただき御礼申し上げます。

電子マニフェスト情報の報告及び様式等については、平成20年1月15日付け事務連絡(以下「1月15日付け事務連絡」という。)でお知らせしたところですが、このたび、下記のとおり運用の一部変更等を行うこととしましたので、お知らせします。

詳細につきましては、別添の「電子マニフェスト情報の報告及び行政報告作成等サービスについて」(財団法人日本産業廃棄物処理振興センター理事長通知(平成20年3月31日付け日廃振セ発第1034号))を御参照ください。

記

中略

2 行政報告システムを活用して作成される各種行政報告書の取り扱い等について

② 電子マニフェスト登録等状況報告書の変更について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項の規定に基づく電子マニフェスト登録等状況報告書(1月15日付け事務連絡別紙の表1中の①)は、3月31日以前に登録された電子マニフェスト情報により作成されるため、4月1日以降に当該情報の変更の必要が生じた場合、財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターでは変更の対応ができないこと。

このため、登録された電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書の変更の必要が生じた場合には、情報処理センターが都道府県又は政令市へ電子マニフェスト登録等状況報告書を提出(提出期間は6月16日から6月30日)した後に、電子マニフェスト加入者が当該変更の必要のある電子マニフェスト情報や電子マニフェスト登録等状況報告書に関連する都道府県又は政令市へ直接連絡を入れ、変更の要請を行うこととなるので、御配慮願いたいこと。

なお、電子マニフェスト加入者が都道府県又は政令市に変更の要請を行う際の様式例を別紙様式1のとおり作成したので、参考とされたいこと。

様式1

電子マニフェスト登録等状況報告書(平成 年度)の変更について

平成 年 月 日

都道府県知事 殿  
(市長)

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第8項の規定により情報処理センターから報告された電子マニフェスト登録等状況報告書の内容に変更がありましたので、次のとおり報告します。

項 目	変更前	変更後	
電子マニフェスト登録等状況報告書の集計結果	別添1のとおり (変更前の集計結果を添付)	別添2のとおり (変更後の集計結果を添付)	
個別データ	マニフェスト番号		
	登録日時		
	引 渡 日		
	排出事業場名称・所在地		
	廃棄物分類コード・名称等		
	廃 棄 物 数 量		
	収集運搬業者	名 称	
		住 所	
	処分業者	名 称	
住 所			
処分事業場	名 称		
	所 在 地		
そ の 他			
変 更 の 理 由			

備考  
上記の欄に記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」を記載し、別紙を添付すること。